

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金

東日本大震災に係る避難者交流活動助成事業実施要領

(「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」

別表3「ボランティア育成・活動推進事業」に該当)

1 趣 旨

東日本大震災に係る避難者同士又は避難者と地域住民との交流活動に対し助成を行うものとし、その助成に関しては、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 助成対象となるグループ

静岡県内のグループで、原則として下記の要件を満たすものとする。

- (1) 避難者も主体となって活動に参画していること。
- (2) グループ内の活動者が5人以上いること。
- (3) 既に活動をしているグループであること。(活動年数は問わない。)
- (4) 下部団体への支援または物品の貸出等のみを行うグループでないこと。
- (5) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと。
- (6) 法人は、特定非営利活動法人(NPO法人)のみとする。

3 助成対象となる事業(活動)

活動の中心が静岡県内であり、避難者同士又は避難者と地域住民との交流を促進するための活動に助成する。

申し込みは、避難者支援に係る市町行政所管課又は静岡県くらし・環境部管理局政策監が推薦するグループとする。

(1)事業(活動)例

- ① 交流の場の設置(子育てサークル・避難者の集いなど)
- ② 被災地でのボランティア活動・支援物資等の相談対応・情報提供事業
- ③ ニュースレターの発行事業

(2)次の事業(活動)は対象としない。

- ア 営利を目的とする事業
- イ 学術的な調査研究事業
- ウ 地方公共団体等の委託を受けて行っている事業
- エ 特定の個人またはグループの利益のみに寄与する事業
- オ 助成決定時点で既に完了している事業

4 助成額及び対象経費

(1)助成額

1グループ 30万円以内

(2)助成対象経費

謝金(講師謝金等)、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、会議費、備品費、食糧費、保険料

(3)助成対象外経費

- ①グループの経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費、施設整備費)
- ②パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費
- ③助成が適切でないと判断する経費(視察・研修旅行費等)
- ④介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費

5 助成対象期間

年度内(助成をした年の翌年3月末日)とする。

6 助成事業の採択

静岡県社会福祉協議会会長は、静岡県社会福祉協議会ふれあい基金運営委員会の意見を聞き、助成先、助成事業の採択を行い、別に定める日までに推薦者宛に通知する。

7 助成事業、資機材への表示

助成事業開催資料(要綱等)又は資機材には、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成」を明記(表示)する。

8 申込方法

別紙「助成事業申込書」に必要事項を記入の上、郵送または直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。

(1)申し込みは、1グループにつき1件のみとする。

(2)添付書類を含む申込書類は、返却しない。

附 則

この要領は、平成24年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度分の助成金から適用する。